

坂井市から転出される方の市税について

坂井市から転出される方の市税については、下記のとおりとなります。
引っ越しをされる前に、再度ご確認くださいませようお願いいたします。

1. 住民税（市・県民税・森林環境税）・・・毎年6月中旬 納税通知書発送

住民税は、1月1日に居住している市区町村にて課税されます。そのため、今年度の住民税は、転出後も課税された市区町村に納めていただきます。

例）令和7年7月24日に坂井市から転出した場合

令和7年度の住民税については、転出後も坂井市に納めていただきます。令和7年度の住民税については、令和7年1月1日に居住する市区町村にて課税されます。

また、現在の納付方法により、転出後の納付については下記のとおりとなります。

① 納付書、または口座振替にて納付されている方

納税通知書に同封された納付書にてお納めください。口座振替をご利用の方は、引き続き振替となります。転出とともに口座を変更される方は手続きが必要です。

② 給与からの差引の方

転出後も同じ事業所に勤められる方については、ご自身で手続きを行う必要はありません。また、転出に伴い退職・転職される方につきましては、税務課にご相談ください。

③ 年金からの差引の方

年金からの差引は、転出後も継続されます。ただし、年度途中で年金から差し引けなくなった場合には、差し引けなくなった分の納税通知書を送付いたします。納付書又は口座振替での納付になりますので、転出とともに口座を変更される場合は手続きが必要です。

2. 軽自動車税・・・毎年5月中旬 納税通知書発送

軽自動車税は、4月1日現在の定置場所である市区町村で課税されます。転出先市区町村でご使用になる場合は、所定の手続きを行ってください。手続きを行うところは、車両の種類によって下記のように異なります。手続き内容については税務課にご相談ください。

① 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車 等 ⇒ 市役所にて

② 二輪（250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）等 ⇒ 福井運輸支局にて

③ 四輪貨物・四輪乗用車 等 ⇒ 軽自動車検査協会にて

※実際には、購入した販売店に手続きの代行をお願いする人が多いです。

転出後も引き続き坂井市内に軽自動車を定置し、そのまま使用する場合は、転出以降も坂井市にて課税されます。翌年以降、転出先住所に納税通知書を送らせていただきます。

また、転出先からさらに転出（坂井市以外）された場合は、送達先変更の届け出が必要となりますのでご注意ください。口座振替をご利用の方は、引き続き振替となります。転出とともに口座を変更される方は手続きが必要です。

3. 固定資産税・・・毎年5月中旬 納税通知書発送

固定資産税は、転出されても坂井市内に固定資産をお持ちの場合、坂井市にて課税されます。翌年以降、転出先住所に納税通知書をお送りします。

また、転出先からさらに転出（坂井市以外）された場合は、送達先変更の届け出が必要となりますのでご注意ください。口座振替をご利用の方は、引き続き振替となります。転出とともに口座を変更される方は手続きが必要です。

転出に伴い、家屋を取り壊す場合は、税務課にご連絡ください。

4. 国民健康保険税・・・毎年7月中旬 納税通知書発送

国民健康保険税は、今現在居住する市区町村にて賦課されます。年度の途中で転出となった場合は、月割で計算し、転出前の市区町村に転出までの期間分、転出先の市区町村に転出以降の期間分の納付となります。また、保険証の返納について、転出に伴う社会保険などへの加入については、保険年金課（または各支所）にご相談ください。

例）令和7年10月21日に坂井市から転出した場合

令和7年度の国民健康保険税については、令和7年4月～9月までの保険税を坂井市に、10月～令和8年3月までの保険税を転出先市区町村にて納めていただきます。転出後の保険税額・納付方法等は、転出先市区町村でご確認ください。

この際、坂井市においての国民健康保険税は、坂井市に居住した期間に応じて再計算され、税額変更の更正通知が後日郵送されます。

また、現在の納付方法により、転出後の納付については下記のとおりとなります。

① 納付書、または口座振替にて納付されている方

更正通知が届くまでは、納税通知書のとおり、納期が来たものは納付してください。仮に納付した額が再計算後の年税額を上回っていた場合は、後日還付させていただきます。納付した額が年税額に満たない場合は、差額分の納付書をお送りいたします。また口座振替をご利用の方は、引き続き口座振替となります。転出とともに口座を変更される方は手続きが必要です。

② 年金からの差引の方

年金からの差引は、転出により停止されますが、転出日と停止日には時間差があります。停止日までの納付額と、再計算した年税額を比べ、後日通知します。不足がある場合は納付書又は口座振替の通知を、納めすぎとなった場合は還付の通知を送付します。

国外へ転出されるときは、納税管理人を選定してください

●納税管理人とは

納税義務者に代わり、納税に関する一切の手続きを行う人のことをいいます。

※ 市税の納税義務者でない人は、納税管理人を選定する必要はありません

※ 納税義務者に該当するかわからない場合には、税務課までお問い合わせください

●納税管理人を選定するためには

『納税管理人（選任）申告書』を出国するまでに税務課に提出してください（郵送可）

※お問い合わせ 〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市役所 税務課 （電話 0776-50-3023）